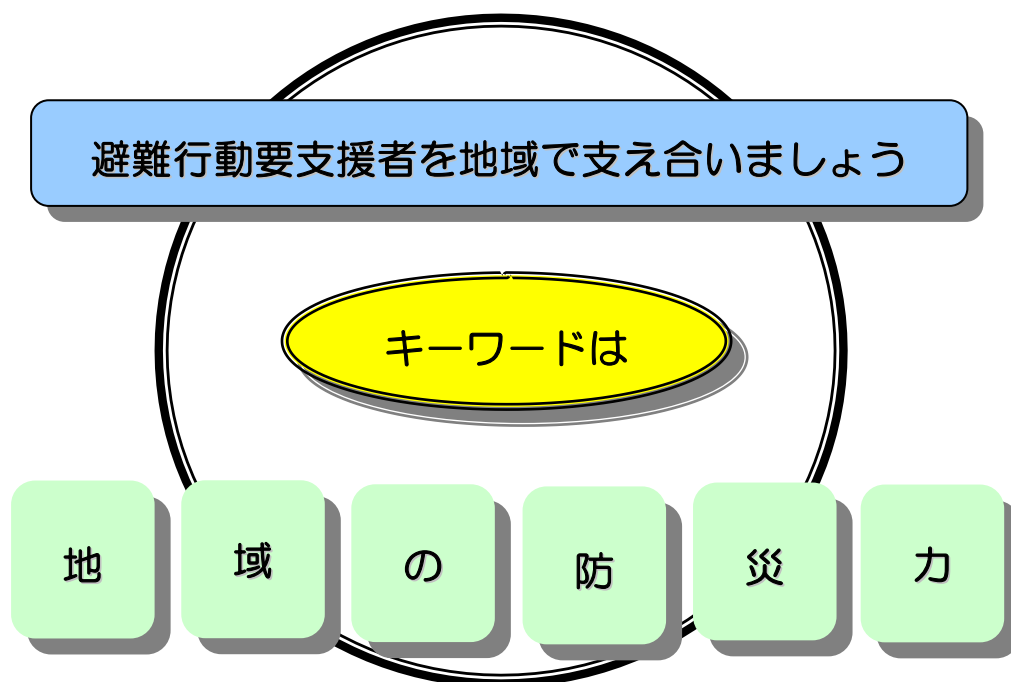


ひたちなか市
避難行動要支援者支援制度
地域支援者マニュアル
(平成30年度改定版)



ひたちなか市 市民生活部 生活安全課

避難行動要支援者支援制度

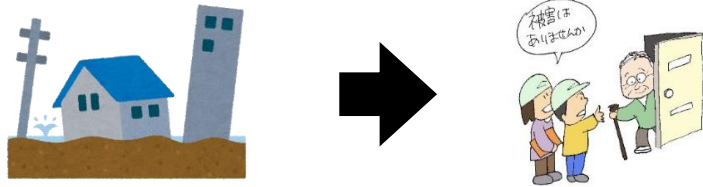


ひたちなか市ではひとり暮らしの高齢者・障害のある方を災害から守るための支援制度（災害時要援護者支援制度）を平成18年度よりスタートさせました。

災害対策基本法の一部を改正する法律が平成26年4月1日より施行されたことにより、災害時要援護者支援制度は、避難行動要支援者支援制度と名称が変更になりました。

この制度は

災害が起きたときに手助け（支援）を必要とする方に対して、自治会や隣近所など「地域支援者」が連携して支援をしていく制度です。



地域支援者とは

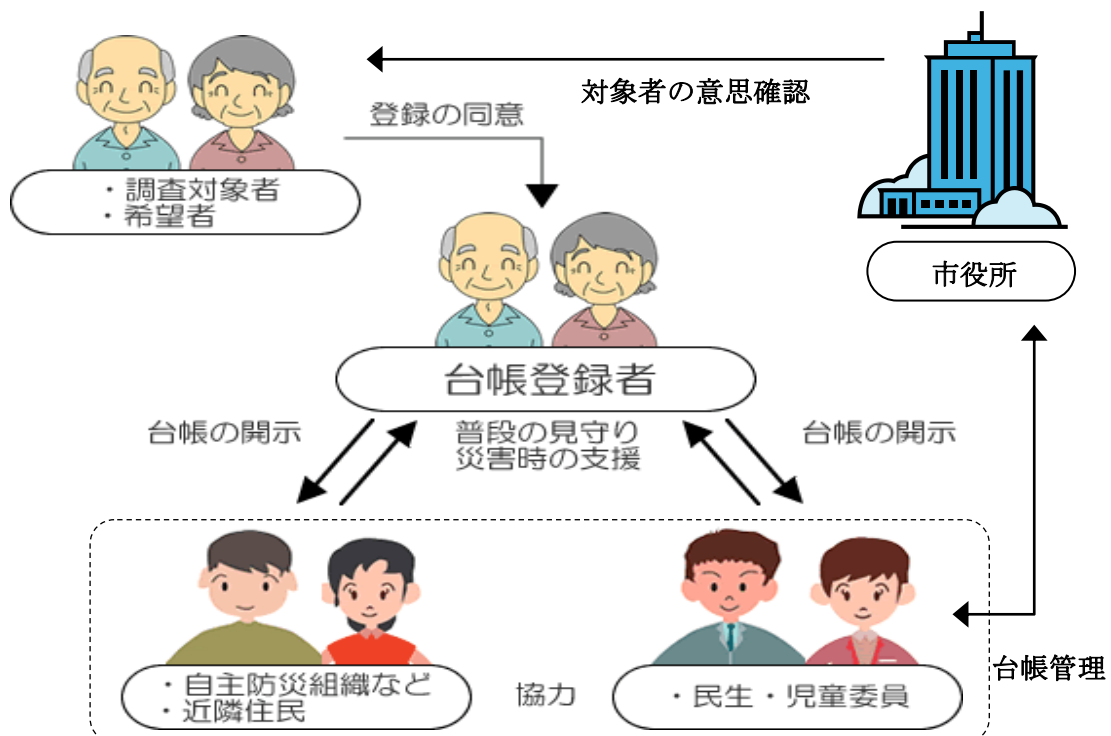
本制度では、地域の自治会や隣近所の協力者を「地域支援者」としており、災害が起きたときの安否確認、避難の手助けとともに、避難行動要支援者への日頃からの声かけをお願いしております。

そのため、支援者も支援される側も、日頃から自治会活動に参加するなど、平常時からの顔が見える関係づくりにご協力をお願いいたします。

地域支援者の選任にあたっては、自治会長（自主防災会長）、民生委員・児童委員が中心となって行っています。

※地域支援者には、できるかぎりの支援をお願いするものであり、支援活動を行うにあたり責任を伴うものではありません。

避難行動要支援者支援制度のしくみ



登録要件



登録要件	①	65歳以上の一人暮らしの方
	②	寝たきり（要介護3以上）の方
	③	認知症（要介護3以上）の症状を有する方
	④	身体障害者手帳（1・2級）の交付を受けている方
	⑤	療育手帳（㊤・A）の交付を受けている方
	⑥	精神障害者保健福祉手帳（1・2級）の交付を受けている方
	⑦	前各号に掲げる者に準ずる症状のある方

登録の手続き

本制度の支援を希望する方は、事前に避難行動要支援者調査票（台帳）へ登録が必要となります。

なお、支援のために必要な個人情報を自治会（自主防災会）、消防、民生委員・児童委員、地域支援者等への情報提供に同意が必要となります。

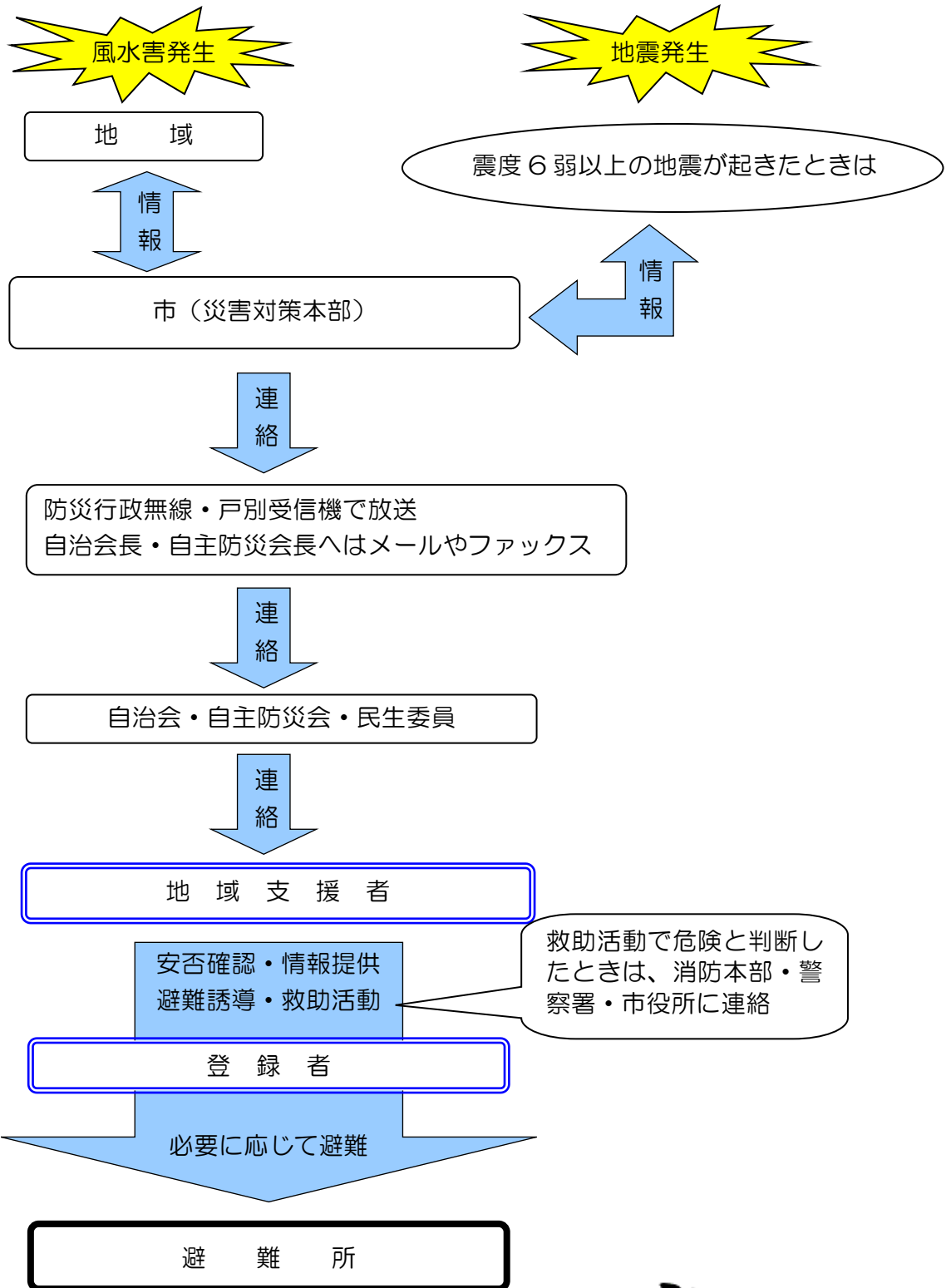
※個人情報（住所・氏名・電話番号・自治会名・緊急時の連絡先・かかりつけの病院等）

登録用紙は、生活安全課、高齢福祉課、障害福祉課、介護保険課に備えてあります。

災害が起きたときの流れ

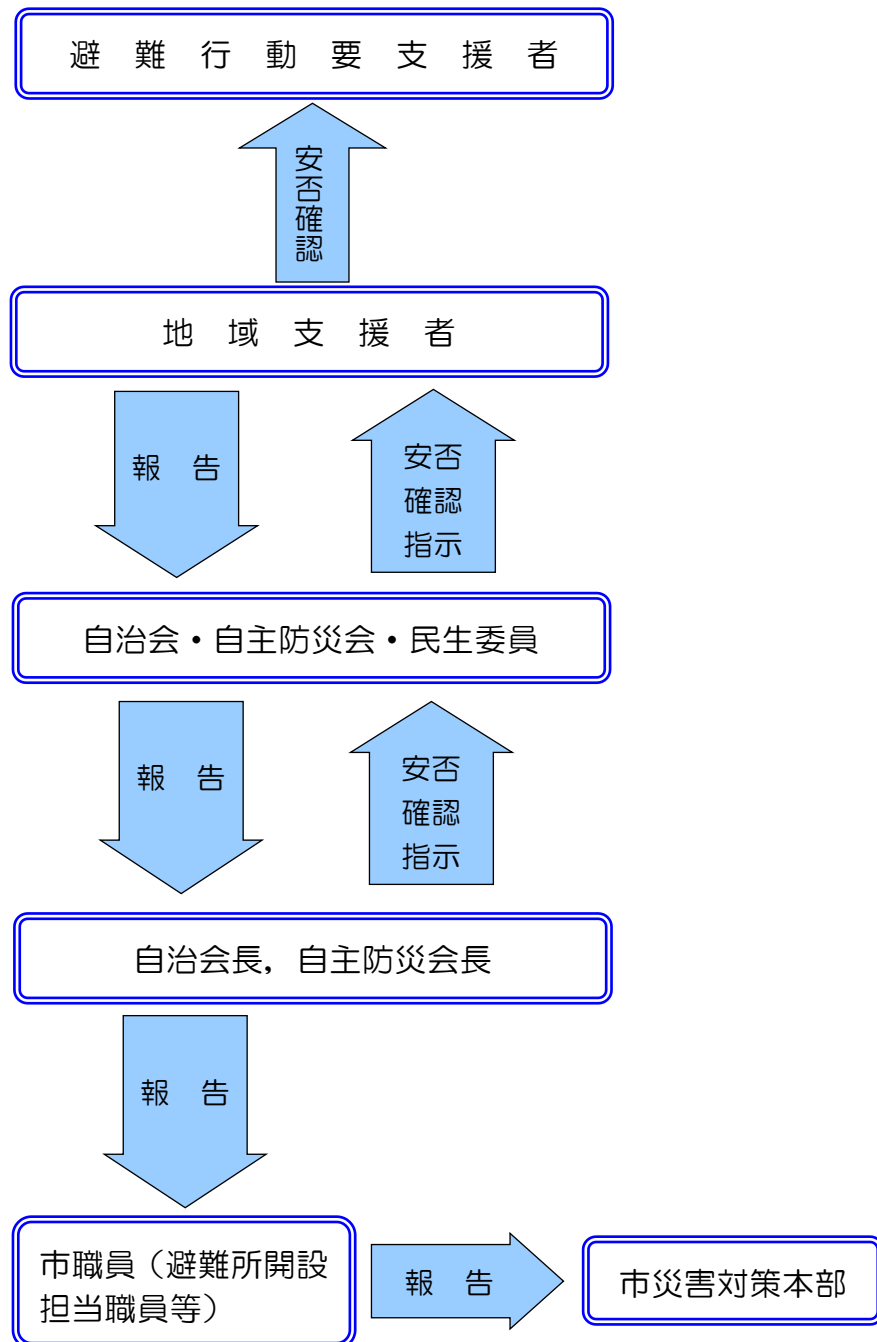
災害が発生したときは、要支援者の状態によって注意することはさまざまです。地域支援者の皆さんは以下のことを基本に、避難支援を行ってください。

1. 災害発生と同時に 自分の身を守る。
2. 自分の家族や近くにいる人の 安全を確認する。
3. 自分の担当する避難行動要支援者の 安否確認を行う。
4. 怪我がなければ、避難誘導班と連携し、避難所へ避難誘導する。
5. 怪我をしている場合は、状況により 救出救護班へ連絡し、救出救護をする。
6. 建物などの下敷きになっている場合は、自主防災会本部へ連絡し、防災関係機関（消防本部、警察署）へ応援を要請する。



安否情報確認の流れ

災害時に自治会長，自主防災会長が把握した避難行動要支援者の安否情報の確認・報告手段である電話等の通信回線が使えなくなるおそれがあります。また、同時に災害現場が混乱し報告ができない状況になることも想定されます。市では安否状況を迅速かつ的確に把握するため、市職員から自治会長，自主防災会長に安否状況の連絡をしますので、支援者の皆さんは、できるだけ安否確認に努めてください。



65歳以上のひとり暮らしの高齢者のために

特 徴	支援のポイント
<p>◇人によって支援内容はさまざまです。</p> <p>◇自力で動けない人がいたり、体力に自信がないなどの理由で避難できないことがあります。</p>	<p>◆まず声をかけて、不安を取りのぞいてあげましょう。その後どのような手助けが必要か聞きましょう。</p> <p>◆あわてないようにまず落ち着かせ、その人の体力を見ながらゆっくり誘導しましょう。その際に手荷物等の持ち出し品は持ってあげましょう。</p>

認知症（要介護3以上）の症状を有する方のために

特 徴	支援のポイント
<p>◇日常と異なる状況により、パニックになってしまうことがあります。</p> <p>◇自分で判断し、行動することが困難です。</p> <p>◇自分の状況を伝えることが困難です。</p>	<p>◆パニックになってしまうと大声をあげたり、予期しない行動をとる可能性があります。叱ったりすることは決してしないようにしましょう。</p> <p>◆身体に触れたりすることで、よけいに混乱したり、大声をあげたり、予期しない行動をとる場合があります。叱ったりすることは決してしないようにしましょう。</p> <p>◆見守り・声かけによる避難誘導が必要です。</p> <p>◆医療・介護関係者や家族等との連絡体制が必要です。</p>

※上記は、一般的な特徴を示したものであり、介護度の状況や家族の状況等によって必要とされる支援も異なってきます。

寝たきり（要介護3以上）の方のために

特 徴	支援のポイント
<p>◇自分ひとりでは動くこと・避難することができません。</p> <p>◇日常と異なる状況により、混乱してしまうことがあります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆外から声をかけても、動けなくて出てこられなかったり、合図をおくることができなかったりすることがあります。場合によってはドアを壊して助け出すことが必要になります。 ◆移動に車いす、ストレッチャー等の移動用具が必要になる場合があります。移動用具が確保できない場合には、毛布や衣類で作った応急担架等で避難をさせましょう。 ◆一人で助けられない場合は、周囲の人に声をかけて複数の人で支援をしましょう。 ◆冷静な態度で接し、本人を安心させ、落ち着かせるようにしましょう。必ず誰かが付き添い、一人にはしないようにしましょう。

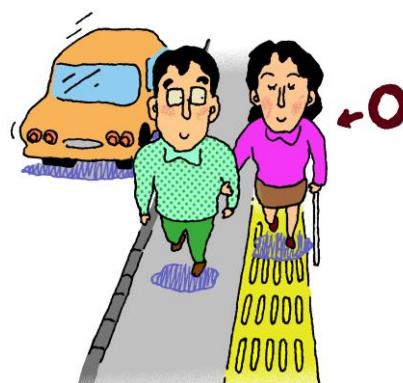
※上記は、一般的な特徴を示したものであり、介護度の状況や家族の状況等によって必要とされる支援も異なってきます。



目の不自由な方のために

特 徴	支援のポイント
◇災害時に備えて近所づきあいをしようと思っても、目が見えないために自分から声をかけることができません。	◆声をかけないと本人にはわからないので、支援者の方は普段から積極的に声をかけるようにしましょう。
◇災害状況がわからないため、危険の度合いがわからず、とても不安であり、危険です。	◆目が見えなくて困っている人、助けを求めている人を見たら、声をかけ、危険があるかないかをいち早く伝え、不安を和らげてあげましょう。
◇自分ひとりでは動くこと・避難することができません。	◆避難誘導をするときは、ひじの上をつかんでもらい、歩行速度に気をつけながら支援者が先に立って誘導をしましょう。
	◆誘導時に階段等がある場合は、一段一段伝えながら、段差に気をつけて安全に誘導をしましょう。
	◆行き先や方向、障害物等の有無を伝えながら、安全に誘導をしましょう。
	◆文字情報等から取り残されてしまいますので、できるだけ声をかけ、情報を伝えましょう。

※上記は、一般的な特徴を示したものであり、本人の障害の程度や家族の状況等によって必要とされる支援も異なってきます。



耳の不自由な方のために

特 徴	支援のポイント
<p>◇周囲で話していることが分からないので、コミュニケーションをとりにくいことがあります。</p> <p>◇必ずしも手話ができるわけではありません。</p>	<p>◆手話が使えなくても、筆談や身振り、手振り、手のひらに指で字を書くなどして情報を伝えましょう。また、正面から顔をあわせ、口をゆっくり大きくあけてしゃべり、唇の動きを見てもらうなどして総合的にコミュニケーションをとりましょう。</p> <p>◆外から声をかけたり、ノックをしたりしても聞こえませんが、場合によってはドアを壊して助け出すことが必要なときもあります。</p>

※上記は、一般的な特徴を示したものであり、本人の障害の程度や家族の状況等によって必要とされる支援も異なってきます。



肢体の不自由な方のために

特 徴	支援のポイント
<p>◇歩行に障害がある場合、移動が困難です。</p> <p>◇まひ等で言葉が不自由な人は「助けて」と言うことや、困っていること、支援してほしいことを相手に伝えることが困難です。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆どのような支援を求めているかを聞き取りましょう。移動に車いす、ストレッチャー等の移動用具が必要になる場合があります。移動用具が確保できない場合には、毛布や衣類で作った応急担架等で避難をさせましょう。 ◆一人で助けられない場合は、周囲の人に声をかけて複数の人で支援をしましょう。 ◆車いすに乗った人を誘導するときは、いすの幅（約90cm）が必要になりますので、気をつけて避難路等を考えておきましょう。また、段差や坂道などではゆっくり安全に移動させましょう。 ◆言葉が不自由な人の話は、決してせかさず、ゆっくり聞いてあげましょう。 ◆筆談等の総合的なコミュニケーションによりどのような支援を求めているかを正確に把握しましょう。 ◆外から声をかけても、動けなくて出てこられない場合があります。場合によってはドアを壊して助け出すことが必要になります。

※上記は、一般的な特徴を示したものであり、本人の障害の程度や家族の状況等によって必要とされる支援も異なってきます。



内部障害のある方のために

特 徴	支援のポイント
<p>◇外見だけでは障害があるかどうかわかりにくく、自力歩行や素早い避難行動が困難な場合があります。</p> <p>◇障害の程度や種類によって、必要な支援が大きく異なります。</p> <p>◇衝撃や急激な環境変化で、心身が疲労し、状態が悪化することがあり、医療的な注意が必要なときがあります。</p>	<p>◆まず、どのような支援を求めているかを聞き取りましょう。移動に車いす、ストレッチャー等の移動用具が必要になる場合があります。移動用具が確保できない場合には、毛布や衣類で作った応急担架等で避難をさせましょう。</p> <p>◆一人で助けられない場合は、周囲の人に声をかけて複数の人で支援をしましょう。</p> <p>◆医療的ケアが必要なときには、消防本部や医療関係機関へ連絡し移送の手配をしましょう。</p>

※上記は、一般的な特徴を示したものであり、本人の障害の程度や家族の状況等によって必要とされる支援も異なってきます。



知的障害のある方のために

特 徴	支援のポイント
<p>◇日常と異なる状況により、パニックになってしまうことがあります。</p> <p>◇困っていても、自分のことやその内容を言葉で伝えられない場合があります。</p> <p>◇危険の察知や状況判断が困難で、逃げ遅れる場合があります。</p>	<p>◆冷静な態度で接し、本人を安心させ、落ち着かせるようにしましょう。必ず誰かが付き添い、一人にはしないようにしましょう。</p> <p>◆身体に触れたりすることで、よけいに混乱したり、大声をあげたり、予期しない行動をとる場合がありますが、叱ったりすることは決してしないようにしましょう。</p> <p>◆ゆっくり話しかけ、希望を聞き取り、安全な場所へ誘導するようにしましょう。また、言葉が伝わりにくい場合には手を引いて誘導したり、ジェスチャーや簡単な絵で理解してもらえようように工夫をしましょう。</p> <p>◆緊急時には、手を引くなどして安全な場所へ誘導しましょう。</p>

※上記は、一般的な特徴を示したものであり、本人の障害の程度や家族の状況等によって必要とされる支援も異なってきます。



メモ

(避難行動要支援者連絡先)

消防本部 273-0211
警察署 272-0110



＝ 問い合わせ先 ＝
ひたちなか市役所
住所：ひたちなか市東石川2丁目10番1号
電話：029-273-0111 (代表)
生活安全課 内線 3211 高齢福祉課 内線 7232
社会福祉課 内線 7213 介護保険課 内線 7245